

## 令和元年第 10 回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和元年 10 月 15 日、午前 10 時から、市役所 6 階 601・602 会議室において、令和元年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
今泉 浩史  
城所 正彦  
澁谷 香織  
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎  
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 34 号議案  
「稲城市指定文化財の指定について」
- (5) 日程第 5 報告事項

教育長 ただいまから、令和元年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、杉本委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第3 「教育行政報告」です。

教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 令和元年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について  
3 寄附について  
4 学校開放事業について

学務課長 1 令和元年9月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 平成31年度第1回稲城市学校保健連絡会について  
3 児童・生徒数、学級数（令和元年10月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について  
4 学校訪問事業について  
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について  
2 社会教育活動の振興について

- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 成人式関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 令和元年9月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 施設見学会について
- 2 フードシステムソリューション2019について
- 3 学校給食野菜に関する圃場見学会について
- 4 第1回稲城市学校保健連絡会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館主催事業について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況(令和元年9月)について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第34号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市文化財保護条例（平成18年稲城市条例第8号）第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定を行うため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

では6月18日付で教育委員会より諮問をいただきまして、その後、2回文化財保護審議会を開催し、調査・研究・審議を行っております。この審議を経て、次のページにあります9月21日付で答申がありました。この答申に基づき、指定文化財に指定するため本案を提出するものでございます。

指定候補は、穴澤天神社本殿、青渭神社本殿、杉山神社本殿、妙見宮宮殿でございます。

では、次のページをお開きください。指定候補が記載されておりますので、読みながらご説明申し上げます。

まずは、穴澤天神社本殿でございます。

所有者、種別、所在場所は記載のとおりでございます。構造、年別、員数でございますが、種別が有形文化財、内容と数は一間社流造、こけら葺、年代17世紀の建立でございます。員数は本殿の建築1棟でございます。

理由につきましては、社寺建築調査により、江戸時代前期の建築であることが明らかになっており、稲城市で最も古い神社建築でございます。彫刻が少なく質素な建築技法であり、和洋を基本とする中世の建築手法をよく伝えております。17世紀前期の建築当初の形式を良く残しておりまして、歴史的価値が高い神社建築であるため、指定することが望ましいと考えております。

続いて、青渭神社本殿でございます。

種別、有形文化財、内容と員数は記載のとおりでございます。

理由につきましては、社寺建築調査により、江戸時代の前期の建築であることが明らかで、穴澤天神社本殿に次いで古い建築でございます。本殿に、元禄5年（1692年）に屋根替えを記した棟札が残っておりまして、建立はこれより前の17世紀中期にさかのぼる、1650年前後と考えているところでございます。穴澤天神社本殿と同様に和様を基本とする建築手法を良く残しておりまして、歴史的価値が高い神社建築であるため、指定することが望ましいと判断しております。

続きまして、杉山神社本殿になります。

所有者等は記載のとおりでございます。

理由は、社寺建築調査によりまして、穴澤天神社、青渭神社に次いで古い神社建築であることが明らかになっております。建築年代は棟札によって、江戸時代前期の延宝4年であります。鶴見川流域の神社建築の影響を受けた禅宗様の彫刻や建物構造が特徴となっております。市内の神社建築の中では、古くかつ歴史的価値が高い神社建築であるため、指定することが望ましいと考えております。

続いて、妙見宮の宮殿でございます。

所有者や構造などは記載のとおりでございます。

理由としましては、社寺建築調査によりまして、穴澤天神社、青渭神社、杉山神社に次いで市内で4番目に古い神社建築であることが明らかとなっております。建築年代は棟札によって、江戸時代前期の元禄16年でございます。建物前面の彫刻に見られる先進的な建築手法が特徴でありまして、市内の神社建築の中では、古くかつ歴史的価値が高い神社建築であるため、指定することが望ましいと考えております。

続きまして、議案概要説明書をお開きください。こちら、次のページを開いていただきますと、穴澤天神社本殿ほか3つの候補の写真、平面図でございます。

穴澤天神社の3段目の図を見ていただけますでしょうか。拝殿・幣殿・

覆殿・本殿平面図でございます。その中の右側の中央に覆殿の中に本殿があり、これは日ごろ見ることができない部分、こちらに配置されているものが本殿となります。神社にお参りに行き拝む場所は拝殿というところでございます。本殿はその奥に配置されております。その他の神社のつくりも同様でございます。本殿は野ざらしにするものではなく、覆殿の中に入っているというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認賜りますように、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 このたび、ここでこの4件全てが指定をすることとなりましたら、稲城市の文化財の指定はいくつになりますでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 平成29年度に28年ぶりに4件の指定を行いまして、平成30年度は古文書など5件、今回4件をもし指定していただきますと、合計で32件の指定となります。

教育長 杉本委員。

杉本委員 神社等の本殿建築の指定というのは初めてですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 都内の市町村では神社本殿などの指定がございますが、稲城市では本殿建築の指定は初めてでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 神社本殿の建築の指定の都内の件数等の状況がわかりましたら教えてください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 都内の指定建築数でございますが、都内市町の指定文化財は27棟あるということでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 27棟ということですが、今回、稲城で指定したいということで挙げ  
ていただいている4件の文化財は、27件の文化財と比べての文化的価値と  
相違点等ありましたら、教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回稲城市で指定していただこうと挙げているのは、ほかの市町の27棟  
の文化財と比べても、建築年代が大変古いものでございます。また、建築  
技法や保存状態を見ても、他市に比べて引けをとらない文化財だと考えて  
いるところでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

古さで引けをとらないということですが、今回提案いただいている  
のは江戸時代前期ということで、その古さだけではなく、ご説明を見ます  
と中世の建築様式を残しているということも書かれています。これらは江  
戸時代とは言っても、古い時代からの伝統とされてきている様式を、江戸  
時代の時点では継承して建立されたものと受け取ってよろしいでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

杉本委員 わかりました。結構です。

教 育 長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 今回の調査は、いつ実施したものでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の指定文化財候補としました神社の本殿等でございますが、こちら  
は平成3年から6年にかけて文化財調査を行ったものでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 平成3年から6年ということでは、今から20数年前ですよ。その後、変化とか劣化とか、そういうものが見られたとか、そういうことについての調査はやってきたのでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 調査した年度は平成3年から6年とちょっと古いところですが、それから計画を立てながら今回の指定に至ったわけですが、今回指定するに当たって、もう一度私どもも見学して、その辺はちゃんと確認をし、調査をしたところでございます。今回の指定に当たりましては、損傷のないものだと考えております。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 見学ということですが、これは報告にあった9月21日の見学と考えてよろしいでしょうか。それとも、その前にもやっていたらっしゃるのでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、3年間の計画を立てまして、1年目は埋蔵文化財をさせていただき、2年目は古文書をさせていただいて、3年目で本殿建築物関係という意味で、この3年間の計画のために平成3年度から6年度に調査を行い、いつ指定をしようかという形で、私どもとしましては、これからの事務的な整理をしたりとか調査をさせていただきました。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 関連してよろしいですか。今回、建物の文化財ということですが、文化財保護審議会の委員の方の専門性といいますか、この辺について伺いたいんですが。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現在、文化財保護審議会委員の中に神社建築の専門家はおりませんが、神社建築は中世・近世の歴史と深く関係しております。中世・近世の歴史を専門とする文化財保護審議会委員からは十分評価できるものとの評価があり、今回、答申という形をとらせていただいております。

澁谷委員 ありがとうございます。

もう一つ、答申され、今回、教育委員会の議案となったということは、審議会の評価として指定するのにふさわしいという評価からだと思います。審議委員全員一致しての評価だったのか、何かそこに意見があったのかをお聞かせいただければということと、どの辺が評価のポイントになったのかということもお話をいただければと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、2回の文化財保護審議会の中で、指定文化財候補について審議していただき、実際の本殿建築も見学していただきました。指定候補とするにふさわしい文化財であるという評価をそのときに得ております。全員一致の評価でありました。また、評価のポイントとしましては時代的に古い文化財であるのと、建築技法や彫刻様式がすぐれていること、保存状態がよいことなどがポイントとして挙げられております。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 今回の答申、議案を見させていただいて、文化財保護審議会の委員の皆様方が調査・研究・審議といろいろとご苦労があったのではないかとお察し申し上げますが、審議の内容というか、審議はどのような形で進められたのでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 6月に教育委員会より諮問を受けまして、2回の審議を行ってまいりました。1回目は、事務局より、先ほど見ていただきました紙ベースで説明を申し上げたところでございます。2回目は、これを軸に現地に行ってください、事務局より説明申し上げ、あと過去にやった調査・研究も示しまして、皆様に評価していただいた形でございます。

教育長 城所委員。

城所委員 今ご説明のあった2回目の会議で、審議と文化財の見学を実施していただいたということですが、本殿を見学して、そのとき、文化財の評価や意見などはどのような内容だったのか教えていただければと思います。

教育長 生涯学習課長。



生涯学習課長　　今回は文化財保護審議会の委員の方々に4件の神社本殿を見学していただきました。古い建築様式が残っていることや保存状態が良好であることから、指定にふさわしい文化財であることなどが文化財保護審議会委員の皆様のご感想でございまして、指定文化財に指定されれば所有者も文化財的評価を理解して保存してくれるだろうなどのご意見もいただいたところでございます。このような会議での審議と文化財見学によって、今回、4件の文化財が指定にふさわしいと判断されたと考えております。

教 育 長　　城所委員。

城所委員　　その意見の中で、所有者も文化財的価値を理解して保存してくれるだろうという期待的なご意見のようですが、建物というのは経年劣化を含めて、これからの維持が結構大変だと思うのですが、教育委員会としてこの辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

教 育 長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　　指定されますと、修繕などがある場合、50%補助をすることができます。ただし、50%でも全て払えるかどうかは、またそのときの財政状況がございまして。今後、大事にさせていただく中で、例えば塗装の塗り直し等が必要というご意見がありましたら、稲城市としても支援はできるのではないかと考えております。

城所委員　　承知しました。ありがとうございます。

教 育 長　　ほかに。今泉委員。

今泉委員　　先ほど、澁谷先生のところでもお伺いした内容、保存状態がよいとおっしゃっていましたがけれども、議案概要説明書の4社、一番下のところに本殿の写真がありますが、青渭神社の本殿が大分、柱とか見ると傷んでいるのかなと思われまして。このあたりの保存状態のよしあしというのは、どう判断だったのでしょうか。

教 育 長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　　先ほどもお話をさせていただきましたが、この写真でも見ていただけるように、青渭神社はコンクリートの覆殿があり、その中に本殿が配置されております。傷んでいるということは、以前はもしかしたら外にあってこう

いう傷んだ状況になったのかなというところもありますが、現在は覆殿の中に入っており、雨風に触れることは一切ないので、この状態を保っているのではないかと考えております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、この状態を今後も継続していくという形で、ここからまた、先ほど言ったように修繕とかが入るわけではないという理解でいいですか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 実は、穴澤天神社の写真を見ていただきますと、白黒なので見づらいところですが、大変赤いきれいな状態なのですが、こちら塗装しなおしたのではないかと担当者も申し立てしております、もし今後、青渭神社等が例えばもう少し塗装したいとかいうことであれば、先ほど申したとおりに修繕費などで支援は行えるのではないかと考えています。

今泉委員 ありがとうございます。あと、今後の活用について伺います。6月の定例会でも確認しましたがけれども、指定された後に、ぜひ一般公開していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりいかがお考えですか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の稲城市指定文化財は、宗教的施設でございます、一般公開を行うのは大変難しいと考えているところでございます。今回、宗教的な施設でございますが、その建築のすばらしさなどで今回指定をするところでございます。指定と宗教的問題はまた別の問題でございますが、今回の指定に当たっては、所有者は大変喜んでおります。ただ、それを市民の方に一般公開するという事は、先ほど申したとおりに、なかなか難しいところでございまして、今後は、所有者などと相談して、ぜひ、私どもとしましてもせっかく指定しましたら見ていただきたいなというところと、あとまた今後指定されましたら看板を立てる予定でございますので、そちらのほうも市民の方に周知できればと考えているところでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。そうすると、周知について、看板のほか何か特に考えていることはありますか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 11月15日号の生涯学習だより「ひろば」に特集記事を掲載する予定でございます。また、文化財ノートというものも作成してまいります。11月下旬から12月中旬に写真展を開催する予定でございます。また、先ほど申し上げましたとおり、神社など訪れた方がわかるように、今回指定されました本殿の案内板、文化財案内板も今年度中に設置していきたいと考えております。文化財に指定することを市民の方々にご理解いただけるように、ぜひ、見学いただけるように周知してまいりたいと考えております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 市民の方々が見て、なるほど、やっぱりすごいんだなと。中を見ることはなかなか難しいでしょうけれども、写真とかでうまく周知して、稲城にこんな文化があるんだなというのをご理解いただけるとよろしいかなと思います。ぜひ、わかりやすい周知を案内お願いします。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 一つ、確認させていただきたいんですが、議案の別紙の横の表です。4件ご説明を詳しくくださっているものの、理由の欄ですけども、青渭神社本殿について、先ほど課長のご説明でわかったんですが、上から3行目、元禄5年（1692年）より以前、これより前にさかのぼる、と記載がありますけれど、ご説明では1650年前後ということがわかっているというお話でした。この記載だけ見ていきますと、1692年より前ということしか読み取れないので、これは1650年前後ということが、もう調査の結果明らかになっているということでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 屋根替えを行ったのが1692年という棟札が残っておりましたので、それよりも以前からあったから屋根替えをしたということで、1650年前後ではないかという想定でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 屋根替えよりもざっと40年ぐらい前だろうということでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 そのとおりでございます。

杉本委員 わかりました。ありがとうございました。

教育長 ほかに。

( なし )

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第34号議案、「稲城市指定文化財の指定について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 報告事項です。本日の報告事項は、3件です。

まず、報告事項1「第三次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、教育総務課から、第三次稲城市教育振興基本計画の進捗状況についてご説明いたします。

資料の「第三次稲城市教育振興基本計画の稲城市教育プラン総論(案)」でございますが、それにあわせて、「第三次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況について」の資料がございます。こちらにつきましては、総論(案)について概要を取りまとめたものでございますので、こちらに沿ってご説明させていただきたいと思っております。

1、第三次稲城市教育振興基本計画について、(1)計画の策定経緯についてでございます。教育基本法第17条に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定した第二次稲城市教育振興基本計画が平成31年度に終了することから、新たに第三次稲城市教育振興基本計画を策定するものでございます。

次に、(2)計画の構成でございます。計画は、総論と各論に分けて構成することとしております。総論につきましては、以下のアからオの五つの構成により策定を行っております。

まず、ア、計画の策定にあたって、イ、稲城市の教育をめぐる現状と課題、ウ、稲城市が目指す教育、エ、施策の展開、オ、計画の推進にあつ

てでございます。

次に、2、計画総論案の記載内容について。(1) 計画の策定にあたってでございます。ア、社会情勢、国、東京都、稲城市のこれまでの状況等を踏まえて計画策定しております。イ、教育基本法を根拠法として、稲城の「教育大綱」が最上位の教育目標であること、それから、本計画は家庭教育、学校教育、社会教育等を含めたすべての教育活動が対象であること。それから、令和2年から令和6年までの5年間の計画期間であることを記載しております。ウでございますが、本計画は、稲城市が目指す教育について、その目標や方向性を示すものとし、策定にあたっては社会情勢、市民意識、教育関係者等の意見を反映しております。次にエ、計画の検討体制といたしまして、市民からなる第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会及び、職員からなる第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会を設置しております。こちらのほうを記載しております。次に、カでございます。計画の策定にあたりましては、アンケート調査、市民意見公募を活用するとともに、関係者から広く意見を聴取することとしております。

次に、(2) 稲城市の教育をめぐる現状と課題でございますが、こちらにつきましては、アといたしまして、国、都及び稲城市における第二次稲城市教育振興基本計画期間中に起こりました教育に関する主な動向について記載をしております。

イは、第二次計画期間中における主な取組を18の観点により記載しております。

次に2ページ目、ウをご覧ください。小学生、中学生、保護者及び市民に行ったアンケート調査の結果につきまして、概要を記載しております。

エ、稲城市の教育の課題として、13の観点により取りまとめて記載をしております。

次に、(3) 稲城市が目指す教育でございますが、本計画が定める教育目標、教育基本方針及び施策の柱について記載しております。

まず、アの教育目標でございますが、こちらは四つございます。一点目が互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間。二点目といたしまして、社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間。3点目といたしまして、自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間。四つ目といたしまして、生涯にわたり学習意欲と社会参加意識を持った人間でございます。

次に、イ、教育基本方針でございますが、こちらは四つございます。基本方針1といたしまして、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成。基本方針2でございますが、「豊かな個性」と「創造力」の伸長。基本方針3、「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進。基本方針4、「生涯学習」と「スポーツ」の振興でございます。

次に、ウ、施策の柱は三つございまして、まず、施策の柱1でございま

すが、家庭や地域における学びの推進と連携。施策の柱2、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進。施策の柱3、市民の生涯にわたる学習活動の振興でございます。

(4) 施策の展開ですが、今申し上げました施策の柱を受けて、以下の11の体系に沿って、各施策を今後策定し記載をすることとしております。

3ページをご覧ください。(5)の計画の推進にあたっての部分でございますが、こちらにつきましては関係部局、関係団体と連携・協働を図りつつ、計画を推進していきます。また、計画の進捗状況を適時検証し、必要に応じて計画の変更をすることも検討してまいります。

次に3、計画総論案の策定経過についてですが、こちら、先ほど申し上げました市民の策定委員会、それから庁内の策定委員会を計3回行いました。その間、途中に30年12月に小学生、中学生、保護者、市民へのアンケート調査を行っておりますので、こちらのほうでまとめております。

次、4ページ目を説明いたします。総論案の意見公募でございますが、この後、今年11月1日から11月15日をめどに、総論案について市民意見公募を行う予定でございます。

それから、次に5、今後の予定でございますが、11月から12月につきましては、今申し上げました市民意見公募、それから第三次稲城市教育振興基本計画の庁内策定委員会及び市民からなる策定委員会の開催、それから各関係機関による意見募集などを行います。

それから、来年1月、12月から1月になりますが、庁内及び市民の策定委員会を開きまして、2月、3月におきまして、教育委員会、福祉文教委員会、稲城市総合教育会議への報告並びに計画決定を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項1「第三次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況について」の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 今の、この進捗状況についてとはちょっとずれてしまっていますが、資料の総論(案)の20ページ、(7)学校教育についてですけれども、タイプミスかなと思うんですが、一番最後のところ「ESD教育を推進します」というところが、半角になっているようなので、ほかが全て全角のようなので、そこだけ印刷前に修正しておいてもらえればと。以上です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 大変申し訳ございませんでした。ご指摘ありがとうございます。こちら修正してまいります。

教育長　ほかに。杉本委員。

杉本委員　確認ですけれど、本日の教育委員会定例会での報告としていただきましたのは、あくまで進捗状況の報告ということで、この後にも添付資料として総論のところから幾つか、前回の総合教育会議の後、修正されたところもあろうかと思えますけれど、ここについての報告ということではなく、あくまで進捗状況についてご報告で、そこについてのこちらからの意見交換ということによろしいでしょうか。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　第三次のこちらの計画ですが、策定委員会と総合教育会議を含めましていろんなご意見等をいただきまして、この総論（案）について素案がまとまりましたので、その途中経過として、今の段階でこのような状況であることを教育委員会にご報告するというものでございます。

教育長　杉本委員。

杉本委員　それでは、私たちにご報告いただいて、こちらから意見等を申し上げる対象としては、あくまでも進捗状況についての部分ということでよろしいですね、この場では。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　ただいまにつきましては、これまで総論（案）について、作り上げたものを今後市民意見公募として市民に公表いたしましてご意見をいただく段階でございます。それに当たりまして、教育委員会に進捗状況についてご報告するものでございます。

教育長　教育部長。

教育部長　もともとの前の第二次教育振興基本計画でも、中間のところでも市民意見公募をさせていただきました。前例にならって、第三次稲城市教育振興基本計画についても市民意見公募をさせていただく。皆さんでご議論いただいた内容、総合教育会議でご議論いただいた内容、そして策定委員会でご議論いただいた内容を一定程度この総論（案）としてまとめさせていただいて、これをもって市民意見公募させていただいていいかということで、本日報告させていただいたということでご了解いただければと思います。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 今回の位置づけにつきましては、理解いたしました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 では、進捗状況についてのところで1点確認したいのですが、今後の予定、4ページ目の5、今後の予定についてです。(1)、(2)、(3)と記載していただいておりますが、特に(3)にかかわるかと思いますが、この新基本計画は何をもって決定ということになるわけでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらに書いてありますとおり、教育委員会とか福祉文教委員会、稲城市総合教育会議でいろいろご報告とかご協議いただきまして、最終的には市長決裁となる予定でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 その点は承知いたしました。

同じく、その日程に関して、2月及び3月にその予定となっております。計画の実施期間は令和2年度からの5年間ということですが、それに当たって、何らかの新規事業等をされることになりましたら、特に予算の計画などこのスケジュールの関係もあるかと思いますが、この2月、3月にこれが策定、そしてそれから予算の計画・立案ということでは、ちょっと時間的に難しいかと思いますが、その辺の円滑な令和2年度からの計画実施に入ることについては、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 総論がここである程度固まりまして、年内から各論のほうを策定していくわけですので、その中で予算が必要なものについては、ある程度準備をしていくかどうか、そういったことになろうかと考えております。

教 育 長 補足。教育部長。



教育部長　　いわゆる行政計画の中で、第五次長期総合計画は財政フレーム等を含めて踏まえた計画の策定等を行っておりますが、令和2年度4月からの教育振興基本計画は、必ず予算のひもづけをしなければならないとは考えておりません。行政計画というものは、施策の展開等も踏まえて、この5年間の中でその取り組みに応じた予算を獲得するような努力をしていくということでご理解いただきたいと思います。全て予算にひもづけというのではなく、教育行政の振興のためのプランということで、まずは策定をして、予算の獲得についてはその後努力していくということでご理解をいただきたいと思います。

教 育 長　　杉本委員。

杉本委員　　5年間の中でという、そのところの方向性はよく承知いたしました。

教 育 長　　ほかに。澁谷委員。

澁谷委員　　確認です。前回の第二次のときの進捗状況と今回の進捗状況の違いがあるのか、遅れてはいないとは思いますが、同じように進んでいるのかとか、その辺を確認させていただきたいと思います。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　二次につきましても、基本的には同じようなスケジュールでやっております。ただし、市民意見公募は、第二次計画のときは、もうちょっと早い段階でやっておりますが、今回、二次と違い、教育総合会議がありまして、そのところで会議が重なるようなこともございまして、これからの意見公募というような形になりますが、計画としましては十分間に合うスケジュールでやっており、順調に行っているというところでございます。

教 育 長　　ほかに。杉本委員。

杉本委員　　もう1点確認させてください。進捗状況の2ページ目に、これらの観点により記載していますということで、イの項目、エの項目それぞれア、イ、ウ、エとかアからスまでとか、項目を挙げてくださっています。これらの項目は第二次のときとの変化はあるのでしょうか。新たに追加することになった観点というのはあるかどうか。いかがでしょうか。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長 第三次基本計画のこちらの観点につきましては、第二次と同じ項目となっております。計画につきましては、それほど施策が大きく変わるものでもございませんので、今のところは同じ構成によって行う予定でおります。

教育長 杉本委員。

杉本委員 考え方についてはわかりました。

これからは質問というより意見として受けとめていただければと思いますけれど、先ほど教育部長がおっしゃいましたように、教育振興基本計画は一つ一つが予算にひもづけされる性格のものではないということは私も理解しております。これはあくまでも、稲城という自治体の教育振興のための計画なわけです。そうなりますと、今、課長がおっしゃったそれほど大きく変わらないという考え方については、事務局として、もう一度精査したり検討していただきたいと思います。

なぜここで国が新たな振興基本計画を出してきたのか。それは社会が変わったからです。社会状況の変化に合わせてです。私たちがこの計画5年間ということを立てますけれど、今10歳前後の子供たちが30年先大人になったとき、どういう社会になるかということを考えながらの計画かと思えますので、今現在の社会の変化に加えて、30年先の社会がどうなっているか、それを見据えながらこういった計画というのは常に立てるものだと思いますので、変わることはないという考え方ではなくて、変わるころに対して項目観点が同じでも結構ですから、どんなふうにそこを肉づけしていくかを忘れないで計画を立てていただきたいと思います。意見です。

教育長 よろしいですか。ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で報告事項1「第三次稲城市教育振興基本計画策定の進捗状況について」の質疑を終結いたします。

次に、報告事項2「平成31年度全国学力・学習状況調査結果概要について」を、指導課長より説明をお願いいたします。指導課長。

指導課長 平成31年度全国学力・学習状況調査結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料の1枚目、No.1をご覧ください。本調査の目的につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や

学習状況の改善等に役立てることでございます。

調査の対象は、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒です。

調査の内容は、教科に関する調査と質問紙調査の大きく二つございます。

教科に関する調査につきましては、小学校は国語、算数。中学校は国語と数学と英語でございます。英語につきましては、平成31年度から追加された調査内容でございます。文部科学省によりますと3年に1度程度実施することになっております。

また、平成30年度までは、国語と算数、数学のそれぞれにつきまして、主として知識に関する問題であるA問題と、主として活用に関する問題であるB問題に分けて実施しておりましたが、平成31年度からは知識と活用を一体的に問う問題形式で実施するよう変更になっております。

質問紙調査につきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する調査を行いました。

調査日につきましては、全国同日の平成31年4月18日に市内の全小中学校において実施いたしました。

続きまして、資料のNo.2をご覧ください。No.2の表は、教科、領域ごとの調査結果一覧でございます。先ほど申し上げましたとおり、平成30年度までは国語と算数、数学ともにA問題、B問題に分かれておりましたので、平成30年度までの結果につきましては、参考までにA問題、B問題それぞれの結果につきまして、全国の平均正答率との差を記載しております。

また、英語の「話すこと」につきましては、各学校のコンピュータ教室等のパソコン端末等を活用し、音声録音方式で実施しております。「話すこと」につきましては、各学校のICT環境がさまざまであることから、平成31年度に限り特例的な措置として、「話すこと」に関する問題の結果につきましては、全国の平均正答率及び平均正答率を他の領域とは別に集計して参考値として公表することになっております。そのため、「話すこと」の結果の提供につきましては、各学校・生徒の集計結果のみ、それぞれの学校へ提供することになっておりました。市町村教育委員会に対しましては、教育委員会別の結果の集計及び提供が行われないことから、「話すこと」の調査結果につきましては、本資料への記載はございません。

稲城市の領域ごとの調査結果でございますが、小学校算数の図形領域におきまして、若干の課題が見られますが、それ以外の領域につきましては、小中学校の国語、算数、数学、英語の各領域につきまして、稲城市の平均正答率は全国の平均正答率を上回る結果でございました。

なお、調査結果の報告に当たり、学力調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、また本調査の目的が教育指導の充実や学習状況の改善等に活用することであるという趣旨を踏まえまして、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないということを申し添えさせていただきます。

続きまして、資料のNo.3をご覧ください。教科に関する調査の「出題の趣旨」ごとの主な結果につきまして、記載させていただきました。

まず、小学校の国語につきましては、「話すこと・聞くこと」の領域の「目的に応じて、質問を工夫する」につきまして、稲城市は全国の平均正答率を4.3ポイント上回る結果でございました。小学校国語の課題といたしましては、「読むこと」の領域の「目的に応じて、本や文章全体を概観して効果的に読む」につきまして、稲城市は全国の平均正答率より0.7ポイント低く課題が見られました。

中学校の国語につきましては、全ての設問につきまして全国の平均正答率を上回る結果でございました。特に「話すこと・聞くこと」の領域の「相手に分かりやすく伝わる表現について理解する」、また「読むこと」の領域の「文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつ」につきましては、全国の平均正答率を上回る結果であり、十分定着が図られていると考えられます。

小学校の算数については、「数と計算」の領域の「示された場面において、複数の数量から必要な数量を選び、立式することができる」について、稲城市は全国の平均正答率を6.8ポイント上回る結果であり、十分定着が図られていると考えられます。課題としては、先ほど申し上げました図形領域について課題が見られるとともに、「数と計算」及び「数量関係」の領域の「加法と乗法の混合した整数と小数の計算をすることができる」につきまして、稲城市は全国の平均正答率より2.6ポイント低いという結果でございました。この小数に関する内容につきましては、前回ご報告申し上げました中学校第1学年対象の稲城市学力調査におきましても課題として挙げられておりますので、稲城市における全般的な課題と捉えております。

中学校の数学については、ほとんどの問題で全国の平均正答率を上回る結果で、特に「図形」領域の「結論が成り立つための前提を考え、新たな事柄を見だし、説明することができる」につきましては、稲城市は全国の平均正答率を8.5ポイント上回る結果であり、十分定着が図られていると考えられます。課題といたしましては、「関数」領域の「グラフ上の点Pのy座標と点Qのy座標の差を、事象に即して解釈することができる」という問題、この1問のみ全国の平均正答率より低く課題が見られました。

中学校の英語につきましても、ほとんどの問題で全国の平均正答率を上回る結果でございまして、特に「書くこと」の領域の「文の中で適切に接続詞を用いることができる」につきましては、稲城市は全国の平均正答率を13.5ポイント上回る結果で、十分定着が図られていると考えられます。課題といたしましては、「書くこと」の領域の「与えられた情報に基づいて、3人称単数現在時制の肯定文を正確に書くことができる」という問題、この1問のみ全国の平均正答率より低く課題が見られました。

次に、No.3の下半分、「質問紙調査の結果概要について」をご覧ください。

調査結果の中から主だったものを小学校と中学校それぞれ記載してごさいます。

まず1番目の項目、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問については、稲城市の小学校第6学年児童と、下に中学校の表がごさいますが、中学校第3学年生徒の肯定的な回答の割合が全国や東京都の結果とほぼ同じ割合でございました。この設問について、平成30年度の稲城市の結果、ここには記載ございませんが、比較しますと、平成31年度の肯定的な回答の割合が平成30年度よりも小中学校ともに4ポイントから5ポイント程度低いという結果がございましたので、教育活動全体を通して、児童生徒の自己肯定感を育むということが重要であると考えております。

2番目の項目、「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれぐらいの時間、勉強をしますか」という設問につきましては、「1時間以上」と答えた児童生徒の割合は、小学校第6学年につきましては、全国とほぼ同じ割合で、中学校第3学年につきましては、3.7ポイント高いという結果でございました。中学校第3学年につきましては、家庭学習にしっかり取り組んでいる生徒が多いという傾向が伺えるところでございます。

3番目の項目、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という設問につきましては、稲城市の児童生徒の肯定的な回答の割合は全国の割合よりも低いという結果でございました。この設問につきましては、地域性によるところが大きいと考えられますので、全国と比較いたしますと、肯定的な割合は低いのですが、東京都全体と比較いたしますと、稲城市は肯定的な回答の割合は高いという結果でございまして、引き続き各学校におけるE S D等の取り組みを推進することにより、児童生徒の地域社会に貢献しようとする意識を高めることが大切であると考えております。

4番目の項目、「総合的な学習の時間では、自分の課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思いますか。」という設問につきましては、稲城市の児童生徒の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも高く、各学校におけるE S Dの取り組みなど総合的な学習の時間における学習活動がしっかりと取り組まれている様子が伺えます。

次の5番目の項目、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。」という設問につきましては、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する設問でございます。稲城市の児童生徒の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも低く、また平成30年度の結果と比較しても、小中学校ともに肯定的な回答の割合が低くなっていることから、自ら主体的に課題の解決に取り組む点につきましては、小中学校ともに課題が見られる結果でございました。

なお、次の6番目の項目、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表してい

たと思いますか。」の設問につきましては、小中学校ともに稲城市の児童生徒の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも高く、自分の考えを表現することにつきましては、先ほどの総合的な学習の時間に関する設問同様に学校における指導成果があらわれているものと捉えております。

最後に、これは中学校だけですが、今回、中学校におきまして英語の調査が行われたことから、中学校第3学年に対しての英語の授業に関する設問の中で、稲城市と全国との回答の差で顕著に表れたものを一つ記載してございます。

「1、2年生のときに受けた授業では、スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行われていたと思いますか。」という設問につきましては、稲城市の中学校第3学年の生徒の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも高く、特に全国との比較では稲城市は10ポイント以上高いという結果でございました。稲城市の中学校の英語の授業におきまして、スピーチやプレゼンテーションなどの発表活動はしっかり行われているという様子が伺えるところでございます。

続いて、資料No.4以降の資料は、質問紙調査の結果と教科に関する調査の平均正答率のクロス集計結果でございます。No.4とNo.5が小学校第6学年のクロス集計結果。No.6とNo.7が中学校第3学年のクロス集計結果で、主だったものを記載してございます。いくつか選んでご説明申し上げます。

初めに資料No.4の左側、上から3番目の設問をご覧ください。「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますか」との設問がございます。稲城市の児童が「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的に回答した割合が、全国と比較すると低いという結果でございました。

2枚めくっていただいたNo.6には、中学校第3学年に関する同じ設問の結果を記載しており、中学校におきましても、肯定的に回答した割合が全国と比較すると低いという結果でございました。

小中学校ともに肯定的に回答した児童生徒のほうが平均正答率が高い傾向にあることから、もちろん自分自身で課題を解決するということが大切なことではありますが、こちらの結果を校長会等において伝えまして、各校において児童生徒が学習内容を理解できるように、より丁寧な指導への改善を図ることについて、指導してまいりたいと考えております。

続きまして、資料のNo.5をご覧ください。

No.5の左側一番下の項目「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」、また、右上の項目「5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」という設問。さらに、そのもう一つ下の項目「5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てな

どを工夫して発表していたと思いますか」という3つの設問でございますが、この3点につきましては、新しい学習指導要領における主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善に関する項目でございます。

2枚めくっていただいたNo.7にも、中学校第3学年に関する同じ設問の結果がございます。小中学校ともに、肯定的な回答をした児童生徒のほうが、平均正答率が高いという傾向が見られ、これについては平成30年度調査の結果でも同様の傾向が見られました。新しい学習指導要領の全面実施に向けて、主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善の一層の工夫、充実が課題であると考えているところでございます。

その他の設問の詳細は、お手元の資料でご確認いただけたらと存じます。

各小中学校におきましては、学校ごとの自校の調査結果を分析し、成果と課題を明らかにして、学校だより等で保護者等に結果を公開しているところでございます。また、調査結果は授業改善推進プランなどに反映し、授業改善に活用しているところでございます。

以上、平成31年度全国学力・学習状況調査結果の概要についてのご報告とさせていただきます。

教育長 以上で、報告事項2「平成31年度全国学力・学習状況調査結果の概要について」の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 詳しい説明ありがとうございました。随所で、全国平均より稲城が全体として何ポイント高いとか低いとか、顕著な結果が見えたところをご説明いただいたと思いますが、学校個別に確認すると、高いというのは小学校12校、中学校6校みんな高いのか、それとも中には低いと言いますか、ここにご提示くださったポイントよりも逆の状況がある学校もあるのかどうか、確認させてください。

教育長 指導課長。

指導課長 先ほどの結果の説明につきましては、市内、小学校12校、中学校6校、全校の調査結果を合わせた平均正答率と東京都、全国との平均正答率との比較でございます。学校によっては、先ほど申し上げた説明と逆の結果であった学校もございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 学校に対しては、それぞれの自校の、例えば全国、東京都等との差について、データは提供されているのですか。

教育長 指導課長。

指導課長 各学校には、それぞれ自校の平均正答率データは、個別に提供されておりますので、指導課といたしまして、それぞれの学校の成果、課題を分析して、学校の実情に応じた授業改善推進プランを作成するように指導しているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

このように全体としての傾向を指導課の見解として出してくださって、それを学校に伝える、指導というのにも意義があると思いますので、これは必要だと思います。

また、今のお話ですと、学校それぞれ自校についての平均との差だけではもちろんないと思いますが、それを一つ一つの設問や項目等に確認しながら、指導改善のプラン等を立てていくということによろしいですか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

杉本委員 わかりました。

教育長 よろしいですか。ほかに。城所委員。

城所委員 この学習状況調査は、学習状況の改善等に役立てるとというのが最終的な目的だと思いますが、今おっしゃった改善プラン等々を立てるまではいいんですけども、最終的な改善の検証というところまでは、どのようなプランで行かれているんでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 校長会におきまして、各学校でさまざまな学力調査の結果のもとに、まず成果、課題を洗い出して、その上で授業改善推進プランを全学年にわたって作成していきます。あわせて、推進プランにつきましては、作成することが目的ではなくて、それを実施し、改善を行い、やはり成果を求めていくことが必要になりますので、その点も各学校において、しっかり授業改善実施プランの作成だけではなくて実施をしていただき、年度末で検証



して、次の学年に移行する際にまた活用していくという指導をしているところでございます。

城所委員 ありがとうございます。では、最終的に検証まで行かれるということで、改善が見られる結果として、数字としてあらわれているのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 前回、ご報告申し上げました稲城市学力調査とも関係しておりますが、東京都の学力調査は小学校第5学年と中学校第2学年、全国の学力調査は小学校第6学年と中学校第3学年。前回ご報告申し上げた稲城市学力調査はその間を補完するという中学校第1学年で実施しております、何らかの形で毎年学力調査を、稲城市の小学校第5学年から中学校第3学年で実施している状況でございますので、その翌年の学力調査において、同じような領域に関する設問について課題があったところは改善されているかは確認できるところでございます。

また、それとは別に授業改善推進プランを作成するときには、細かい小領域ごとの課題というのを各学校で分析しておりますので、それについて改善を図るような授業を行いまして、当然、授業の結果につきましては、各学校で毎学期ごとに評価を行っておりますので、その評価の結果も踏まえながら、学校ごとに確認しているということでございます。

城所委員 ありがとうございます。細かい検証ありがとうございます。結構です。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で報告事項2「平成31年度全国学力・学習状況調査結果概要について」の質疑を終結いたします。

次に、報告事項3「第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について(中間報告)」を図書館課長より説明をお願いいたします。図書館課長。

図書館課長 図書館課より、第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について、ここで骨子案がまとまりましたので、中間報告をさせていただきたいと思っております。

1、計画策定の概要でございます。

稲城市では、第二次子ども読書活動推進計画が平成31年度で5年間の計画期間満了となることを受けまして、子どもを取り巻く環境や教育ニーズ

の変化を踏まえ、課題に取り組んでいくため、第三次稲城市子ども読書活動推進計画を策定しております。本計画は、第三次稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会で検討されてきました。

このたび、令和2年度から5カ年の計画について定めた第三次稲城市子ども読書活動推進計画の検討報告書（骨子案）に関する中間取りまとめを行いましたので、ここでご報告いたします。

骨子案をご覧ください。お開きいただきまして、目次がございます。二次では、一章を総論、二章を推進計画としておりましたが、三次におきましては第五章までを計画として取りまとめさせていただきます。

1 ページ、第一章、計画について。2 ページ以降のご説明をいたします。

2 ページ、計画の策定に向けて、こちらにつきましては、(1) 計画の目的、子どもの読書活動を支援し推進することを目的としていることを記載させていただきます。

(2) の計画の位置付けにつきましては、国・都の計画を基本として、長期総合計画、教育振興基本計画を上位計画として策定していることを記載させていただきます。

2、計画の期間、対象、考え方につきましては、(1)、(2)、(3)に記載したとおりでございます。計画の考え方につきましては、計画の目的や策定の方向性は、第一次・第二次稲城市子ども読書活動推進計画を継続して実施するものでございます。

3 ページから第二章、子どもの読書活動の状況になります。4 ページをお開きください。

1、国・都の動向。平成13年法制定から平成30年第四次計画閣議決定までの内容が記載されてございます。

2、稲城市における第一次・第二次推進計画の期間の動向でございます。

(1) 第一次計画期間の動向につきましては、平成20年12月、第一次計画を策定し、期間中にiプラザ図書館が開設するまでの内容を記載させていただきます。

(2) 第二次計画期間の成果と課題につきましては、平成27年3月第二次計画を策定し、期間中に読書通帳等を開始したことを記載しております。

7 ページの(3)につきましては、第二次稲城市子ども読書活動推進計画の目標数値の推移を記載させていただきます。第二次における目標値推移を定め、実績値を記載いたしました。平成31年度につきましては、まだ計画策定途中でございますので、空欄となっております。

続きまして、8、9 ページでございます。第三章、計画の基本方針。

1、本はともだち いなぎの子、計画の基本方針、こちら9 ページです。

(1) 読書環境の整備。「資料の充実を図ります」ほか、四つの柱を立てております。

(2) は、司書の配置・人材の育成。司書の配置やボランティアの育成

を重視してまいります。ほか、三つを重視して記載してございます。

(3) 関係機関の連携でございますが、こちらは各種委員会や連絡会等の関係機関との連携を深めてまいります。

(4) 子どもの読書活動・活動推進のPRにつきましては、「本はともだち いなぎの子」を標語として、推進計画を進めてまいります。

10ページからは、第四章、推進計画でございます。

11ページの学校での取組みにつきましては、(1)から(2)、(3)について。学校での読書活動の推進として、司書教諭・学校図書館活性化推進員・ボランティア等との充実に努めてまいります。

(2) 学校図書館の充実として、司書教諭・学校図書館活性化推進員・ボランティア等との連携について努めていくことを記載してございます。

(3) 学校図書館における学習情報センター機能の強化につきましては、調べ物のための資料の充実を図り、学習へのバックアップをしてまいりたいということの記載がしてございます。

12ページに移ります。2、家庭・地域での取組みでございます。

こちらにつきましては、(1) 家庭での取組みとして、読書を楽しむために、家庭における取組みを記載しております。

(2) 地域での取組みにつきましては、地域文庫をはじめ、児童館・稲城ふれあいの森・学童クラブ・放課後子ども教室・公民館・子ども家庭支援センター・保健センター等と地域の子どもの対象とした施設の役割を記載しております。

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園等での取組みにつきまして、保育園・幼稚園・認定こども園等での取組みを記載しております。

15ページからの、市立図書館での取組みに移ります。

こちらにつきましては、(1)から(7)までを記載しており、まず(1)として、読書環境の整備、団体貸出等、子どもの読書環境を広く整えるための施策を充実してまいります。

(2) 司書の配置と役割につきましては、図書館では児童サービスの専門知識のある司書有資格者を配置してまいります。

(3) 子どもの読書への関心を高めるための取組みにつきましては、読書通帳等、子どもの読書への関心を高める取組みを進めてまいります。

(4) 対象別の取組みといたしまして、ブックスタート事業やヤングアダルトサービス等の取組みを進めていくことを記載してございます。

(5) 学習支援といたしまして、総合学習や調べ学習など子どもが自ら調べる手助けを行ってまいります。

(6) ボランティアの育成・子どもの読書活動にたずさわる人々への支援と連携につきましては、音訳や図書館のボランティア等への研修など育成をしてまいりたいと記載してございます。

(7) 子どもの読書活動推進のPRといたしましては、読書週間や子ども

も読書の日などに図書館の楽しさを伝えるイベントを実施することを記載してございます。

続きまして、19ページの第五章、目標値と年次計画でございます。

第三次の計画では、資料編に組み込まれておりました目標値と年次計画につきまして、承諾をしまして、後に改めることといたしました。

1、第三次稲城市子ども読書活動推進計画の目標値として、第三次における目標値は、「読書通帳」、「団体貸出」及び「10分以上の読書をする割合」の三つを挙げてございます。

2、取組みの担当課と年次計画につきましては、取組みの担当課と5年間の年次計画を21ページに記載いたしました。

骨子案についての説明は以上となりますが、3、市民アンケート調査と今後の日程等についてのご説明をいたします。

3、市民アンケート調査。調査方法と時期及び対象者は、記載のとおりでございます。方法、直接配布をし、施設ごとに設置回収にいたしました。

実施時期は、令和元年5月8日から6月10日まで行いました。

対象者は、乳幼児の保護者、小学校2年生から6年生、中学生全学年について実施をいたしました。小学校2年生から6年生については、市立小学校12校のうち2校でございます。中学校につきましても市立中学校6校のうち2校を対象としてございます。

調査用紙につきましては、乳幼児の保護者用、小学校の2・3年生用、小学校の4・5・6年生用と中学生用をご用意しました。

4、策定経過。(1)策定委員会等の実績でございます。

ア、第三次稲城市子ども読書活動推進計画庁内検討会につきましては、平成30年度より実施しておりますので、記載のとおり現時点まで4回を実施してございます。

イ、第三次稲城市子ども読書活動推進計画策定委員会につきましては、記載のとおり3回は実施しているところでございます。

(2)今後の予定でございます。

ア、意見公募。期間、令和元年11月15日～11月29日。対象者、市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する個人又は法人。縦覧場所といたしましては、市内各図書館、市役所1階行政情報コーナー及び総合体育館。応募方法としては、縦覧場所に備え付けの応募用紙を置かせていただき、市内各図書館等の意見箱に投函又は郵送、若しくはファックス。稲城市立図書館のホームページからも応募いただけます。

今後の予定につきましては、4回目の第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定委員会を12月13日、5回目を令和2年1月中旬ごろに実施する予定でございます。また、令和2年の2月～3月に教育委員会、福祉文教委員会の報告等並びに計画を決定いたしまして、計画の完成は令和2年3月となります。

なお、別添として、アンケート調査結果の概要版を添付してございます。

第三次稲城市子ども読書活動推進計画の骨子案の中間報告につきまして、図書館課からは以上でございます。

教育長 以上で、報告事項3「第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について(中間報告)」の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 大変お疲れ様でございます。ここまでつくられるのは大変ご苦労なことと思います。専門の委員の皆さんでつくられているところですので、一般的な考え方、方針、今後に向けての計画という点では、このままお進めいただければと思っております。

1点確認させていただきたい部分があります。20ページ、目標値とあります。この目標値が現在集計中でありながら、目標値の設定ができているところが気になる、なぜかなと思ってしまうのですが、目標値をこのような数値と設定している根拠を教えてくださいませんか。

教育長 図書館課長。

図書館課長 目標値の設定の仕方ですが、まず、読書活動の読書通帳の発行数につきましては、現時点までで約7,000冊を発行してございます。毎年、乳幼児ブックスタート事業を実施する際に、800人ぐらいのお子さんたちをブックスタート事業の対象としてカウントしており、その800人分を5年間で約4,000冊つくっていただけるであろうということで、現在までの7,000冊と合わせて1万1,000冊という数値に設定しています。

団体貸出の貸出冊数は、令和元年から6年後の目標を5万3,300冊としておりますが、認定こども園等でまだ14園ほど、団体の登録をしていない園もあり、そちらへの働きかけを行っています。1団体100冊まで借りられることから、14園で計1,400冊の貸出が見込まれるのではないかと想定しているところです。

一方、学校では学校図書館活性化推進員の配置により、学校内で資料が整っていくと思われるため、未登録団体の1,400冊ぐらいを見込んで、現在の5万1,900冊に1,400冊を足した数値を目標値としてございます。

続いて、平日10分以上の読書をする児童・生徒の割合でございますが、現行の二次計画の中で設定されている数値、7ページになりますが、目標値100%となっております。100%というのは、PR等を行っていくけれど現実的になかなか厳しいのではないかとというご意見もあり、平成30年度に出されている最高数値から若干修正をし、6%上げた数値を本計画の目標値として定めたところでございます。

方向性としては、以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

目標値を設定するにあたって、どういう考え方でということを確認させていただきたいと思いましたが、細かい数値は、例えばこども園の数ですとか、1団体100冊までですとか、そのところは、専門で研究して下さっている委員の皆さんのご判断に委ねたいと思っております。

読書通帳と団体貸出につきましては、そういった考え方で、この目標値を設定していけば適切ではないかなと今感じたところです。

ただ、1点、気になったのが、平均10分以上の読書に関して、実施計画の数値はこうであったというお話と、それから100%は難しそうだからこのぐらいという、多少曖昧なのかなと思いましたが、ここは非常に難しいところもあると思います。もう少し子どもたちの、学校現場の委員の方々もいらっしゃいますので、児童生徒の生活状況なども聞きながら、児童生徒の個々の平均の読書の時間数と、それから平均どのぐらいの児童生徒に働きかけをすればということから、目標値の設定を精査されるという考え方がよろしいかなと、今伺っていて思いました。

それから、平均10分以上ということについては、今の児童生徒の生活状況についても勘案しなければいけない点があるのではないかと思います。例えば、先日の教育振興基本計画の総合教育会議等でもいただきましたアンケート結果の中でも、1日何分以上外遊びをすとか運動をする児童生徒の数がどうであるというアンケート結果をいただきました。行政のそれぞれの部署が、またさまざまな計画を立てている委員会等が、児童生徒に求めるものは大変多いわけで、運動もしてほしい、外遊びもしてほしい、スポーツだけじゃなくて外での交流活動もしてほしい、先ほども結果にありましたように、地域の活動にも出てほしいとか、そういうことがたくさんある中でも、児童生徒の生活時間24時間というのは全く変わらないわけですね。その中で社会がどう変化していくか、社会が何を子どもたちに求めているか、子どもたちの生活状況はどう変わっているか、そのところも考えながらの慎重な目標設定が必要ではないかなと考えます。そこは検討してください。意見です。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 骨子案9ページですけれども、(2)の司書の配置・人材の育成で、三つ目のところ、「定期的な研修に努めます」という形で、18ページの(6)のところは「定期的な研修を行います」という形です。

語尾の部分が「努めます」と「行います」、ほかにもいくつかありますがけれども、このあたりは何か意味を持って違う語尾にしているかどうかを教えてください。

教育長 図書館課長。

図書館課長 現時点では、大まかな方向性の骨子案というところであり、語尾に関しては、最終的にですますなどはこれから統一してまいります。今、今泉委員がおっしゃったところは、「努める」と「行う」とではニュアンスが違いますので、実際には実施しているということなので「行います」に改めます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうですね。研修等、実際にやっていらっしゃると思いますので、しっかりやっていきますという形で言うだけでと非常によろしいかなと思います。

あと、ちょっと気になった点があるのですが、21ページ、骨子案の段階なので後ほど確認されると思いますが、学校での取組みの一番上のところ、表の所管、これ多分「課」かなと。あと一番下、「図書館課」だけ太字になっているようなので、このあたりも今後見ておいてください。

図書館課長 はい。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 9ページ目ですけど、今泉委員のご意見と同じような視点でのお願いになりますが、(2) 司書の配置・人材の育成。学校図書館活性化推進員を配置しますとか、市立図書館に司書を配置しますと。文字からの印象ですと、これから配置のように読み取れますので、既に全校配置というのが、稲城が第二次で計画前倒しで頑張ったことじゃないですか。これは配置どころか「中身の充実」のような言葉に置きかえていいのではないかと思います。そのほかにも、既に実施されていることについては市民の誤解を招かないように、充実とか推進とかそういったところの実態に即した文言となるような検討が必要かなと思います。意見です。

教育長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 確認です。今の骨子案がこのまま市民の意見公募に出されるということ

ですよね。

教 育 長 図書館課長。

図書館課長 そのとおりでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 わかりました。ということは、今の意見はその後に反映される可能性はあるけれど、現時点ではこのままの形で市民公募に回されるということですね。何を言いたいかというと、今のような誤解が生じるような意見が来る可能性があるということですよ。

教 育 長 図書館課長。

図書館課長 明らかにこれは現状と違うのではないかというところについては、修正するほうが望ましいと考えております。また内容について変更後に、策定委員さんたちのご意見を確認しなければならないような部分については、市民意見公募の後に、こういった修正をしたというところを報告し調整させていただきたいと思っております。

教 育 長 よろしいですか。澁谷委員。

澁谷委員 今のことですけれど、せっかく策定委員さんたちがやっていらっしゃるんですから、その意見の把握、吸い上げての結果ということを十分理解してやっていただけたらと思います。これは意見です。

教 育 長 ほかに。

( な し )

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で報告事項3「第三次稲城市子ども読書活動推進計画の策定について(中間報告)」の質疑を終結いたします。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時59分閉会)